

個人データの管理とプライバシー

2014年4月24日

宮内宏法律事務所

弁護士 宮内宏

<http://www.miyauchi-law.com/>

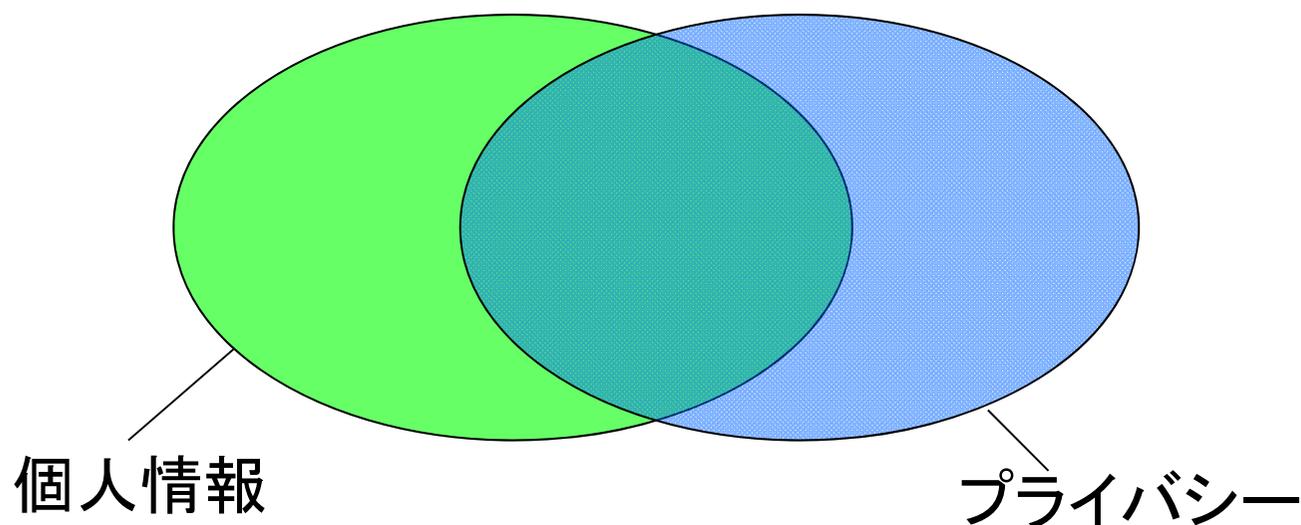
はじめに

- パーソナルデータをより広く活用しようという議論が行われている。
- 適法にパーソナルデータを利用する方法は大きく分けて2つある。
 - ① 本人の同意を不要な範囲で利用する
 - ◆ プライバシーについて
 - ◆ 個人情報保護法との関係
 - ② 本人の同意を得る
 - ◆ 本人が自己の情報を管理できる枠組みはどうか。

プライバシーとは

個人情報とプライバシー

- 個人情報保護の対象とプライバシー保護の対象は、重なる部分があるものの、一致はしない
- 個人の情報を保有する機関は、両者の保護が必要



生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの

「宴のあと」事件判決の3要件
(後述)

プライバシー保護の概念

■ プライバシーの観念

- 米国の判例などでは、「一人にしてもらう権利」として観念されてきた。

■ 「宴のあと」判決によるプライバシー

- 私事をみだりに公開されない法的保障ないし権利としてプライバシーを位置づけ、以下の要件をあげた(東京地判S39.9.28下民集15-9-2317)。

- ◆ 私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることがらであること
- ◆ 一般人の感受性を基準にして当該個人の立場に立った場合公開を欲しないであろう認められることがらであること
- ◆ 一般の人々に未だ知られていないことがらであること

※ 憲法には「プライバシー」についての明文はない。

- 「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公開されない自由」は、憲法13条により認められている(住基ネット最高裁判決=最判平20.3.6民集62-3-665。)

情報コントロール権としての プライバシー

- プライバシーの権利を「自己情報のコントロール権」
として捉え、これが憲法13条により保障される基本的
人権であるとする考え方があがあるが、法制化されてい
ないし(ここには争いあり)、最高裁判例でも認めら
れていない。
 - 個人情報保護法には、保有側の開示義務等は記載され
ているものの、本人の側の自己情報コントロール権として
は規定されていないとする裁判例あり(東京地判
H19.6.27判タ1275-323)。
 - 遅くとも、行政機関保有個人情報保護法制定までには自
己情報コントロール権が確立したとする裁判例(仙台地判
H24.3.26判時2149-99)もある。
 - 下級審では、自己情報コントロール権を認めた裁判例も
ある(住基ネット高裁判決=大阪高判H18.11.30判時
1962-11)が、最高裁では認められていない(例:住基ネッ
ト最高裁判決=最判平20.3.6民集62-3-665)

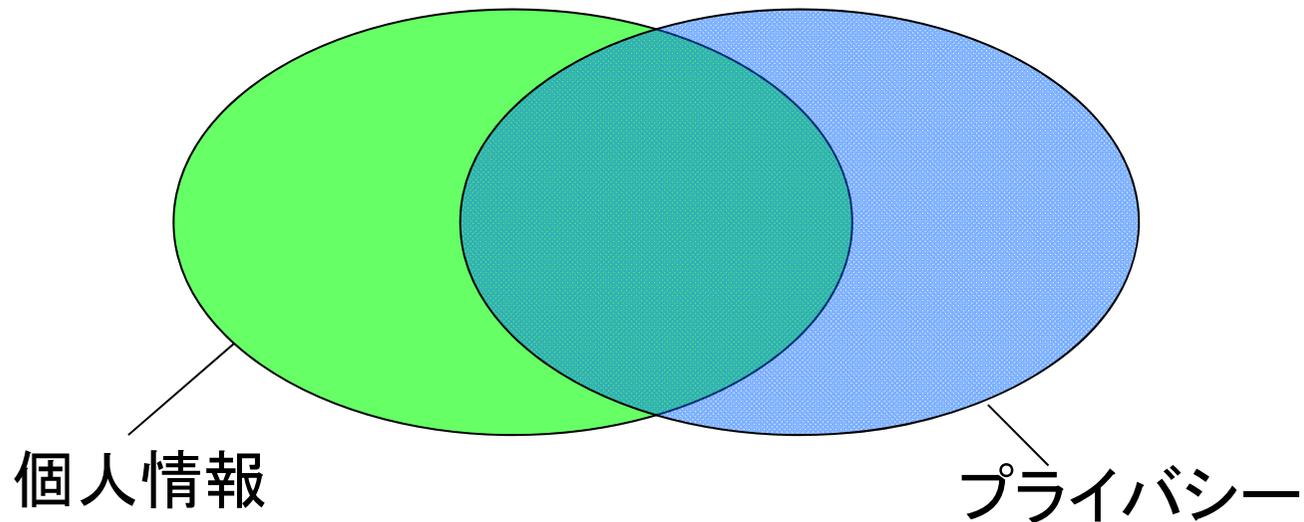
住基ネット最高裁判決

(最判平20.3.6民集62-3-665)

- 最高裁判決は、住基ネットに以下の要素を認めて、住基ネットを合憲とした。
 - 個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されないこと
 - 個人情報を一元的に管理することができる機関または主体が存在しないこと
 - 管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものであること
 - システム上、情報が容易に漏えいする具体的な危険がないこと
 - 目的外利用又は秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること
 - 第三者機関等の設置により、個人情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること
- ※ 最高裁判決は、上記の各要素を踏まえて総合的に判断したもの。これらの要素が、必要条件であるとも十分条件であるとも言っていない。
- 制度設計上は、上記各要素を確保すれば合憲と考えられる
- ※ 最高裁判決は、情報コントロール権を認めなかった。

個人情報とプライバシー

- 個人情報保護の対象とプライバシー保護の対象は、重なる部分があるものの、一致はしない



生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの

行政的な規制

「宴のあと」事件判決の3要件

- ・私生活の事実(らしい)こと
- ・本人が公開を望まないだろうこと
- ・一般に知られていないこと

憲法上の権利としてのプライバシー

憲法13条とプライバシーの権利

本人の同意不要の情報提供

幸福追求権としてのプライバシー

■ 憲法13条

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

- 後段の権利が幸福追求権といわれる。これは、個人の人格的生存に必要な利益を内容としている。
- プライバシーは、人格権の一環として位置づけられている。
 - ◆ 最高裁判例でプライバシーの権利を明確に定義したものはないが、肖像権、前科等をみだりに公開されない権利、みだりに指紋押捺を強制されない権利、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公開されない自由などが認められている。
 - ◆ 最高裁判決は正面から認めてはいないが、情報コントロール権としてのプライバシー権も無視はできない。
 - ◆ 人格権侵害であれば、損害賠償だけでなく差止めも可能となる。
- 人格権たるプライバシーは、公共の福祉に反しない限り、最大の尊重を必要とすることになる。
 - 公共の福祉に反する場合はともかく、そうでない限り、侵害することはできないことになる。

個人情報保護法改正の方向性

- 「パーソナルデータに関する検討会」では、ビッグデータ活用をにらんで、個人情報保護法の改正について議論している。
 - 個人情報の定義(個人情報保護法2条1項)の見直し
 - ◆ 現行法での定義: 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
 - ◆ 携帯電話端末ID, パスポート番号, 顔情報, 遺伝子情報, 移動履歴, 購入履歴などをどう扱うか。
 - 本人の同意不要な第三者提供についての検討(後述)
 - センシティブデータの扱い
 - 小規模事業者の扱い(5000件以下は、個人情報取扱事業者の義務を負わない)の見直し
 - 保有期間(短期間保有の情報には保有個人データの対象外)の見直し

個人情報第三者提供

- 現行の個人情報保護法では、第三者提供は、本人の同意があるか、以下の場合に許されている。
 - 法令等
 - ◆ 法令に基づく場合
 - ◆ 生命・身体・財産の保護の必要又は公衆衛生・自動の健全な育成の必要があり同意取得が困難な場合
 - ◆ 公的機関の事務協力で同意を得ると支障がある場合。
 - オプトアウトの措置をとっている場合
 - 事業者からの委託、合併等、共同利用(本人への通知が容易に知りうる状態にすること)

個人特定性低減データ

- パーソナルデータに関する検討会では、一定の加工を施すことにより、個人が特定される可能性を低減したデータ(個人特定性低減データ)について、本人の同意なく第三者に提供できる枠組みを検討している。
 - 提供について、第三者機関に報告する(承認を受ける)こと、受領者による再特定を禁止することなどにより、プライバシーの侵害を最小限に抑える。
 - 匿名化により再特定を完全に防止することは困難。
- ※ いずれにしても、プライバシー侵害のリスクは生じる。このリスクと、人格権たるプライバシー権の関係が問題となる。

社会的に有用な行為による損害

■ 信玄公旗掛松事件（大判T8.3.3民録25-356）

- 旧国鉄の汽車の運行により、信玄公が旗を掛けたとされている松が、煤煙により枯死した。
 - 汽車の運行は、適法かつ社会的に有用な行為である。このような行為により損害を与えた場合、不法行為責任を負うか。
 - 判決は、以下のように判示
 - ◆ 社会的共同生活の必要上、社会観念上、一般に認められる程度であれば、不法行為とならない。
 - ◆ 適当な範囲を超えた場合には、不法行為となる。
- ※ いわゆる受任限度論として、公害訴訟の走りとなった。

個人情報保護法とプライバシー権

- 憲法13条は「公共の福祉に反しない限り」とあるので、社会的な利益のためであれば、プライバシー権について、一定の範囲で受忍させることができる。
- 個人情報保護法は、受忍限度についての一定の規範となると思われる。
- 社会的利益とプライバシーの関係
 - 治療法や薬品の開発のために、情報の提供を受けて統計処理する。
 - △ 駅構内の安全を確保するため、通行者を録画し、顔照合により、動線を検出する。
 - ? 氏名等をとりのぞいた利用履歴を第三者に提供する。

ビッグデータ利用とプライバシー

- ビッグデータ時代におけるパーソナルデータの利活用に向けた見直し(パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針 H25.12.20)
 - ビッグデータの活用が、成長戦略に寄与するとされている(新事業・サービスの創出, イノベーションの創出)。
 - そのためには、本人同意不要な第三者提供の類型を見直す必要があるとされている。
- これが、社会的に有用な行為であれば、それに見合った受忍限度を得られると思われる。
 - そうでなければ、個人情報保護法自体が、憲法13条違反になることもありうる。

ビッグデータの利活用は社会的に有用か

- これまでにも、「データウェアハウス」「データマイニング」などのキーワードで、巨大なデータの活用が叫ばれてきた。しかし、その効果は限定的であったと思う。
 - はたして、ビッグデータの利活用は社会的に有用なのだろうか。
 - バズワードに踊らされて、プライバシー権を制限することはできない（違憲となりかねない）
 - 医療や、安全のように、分野を限れば社会的に有用といえるものがありそう。
 - その他の産業分野でも、具体的な有用性と、そのために必要な最低限の措置が挙げられれば、一定の範囲で受忍させることは可能だと思われる。
- ※ たとえば、ベビー用品のそばにビールを置くと売れる、という程度で社会的に有効なのだろうか。そのために、どこまで受忍すべきか。

ビッグデータの利活用が、社会的に有用であると、私を含めた国民一般を説得してほしい。こんなに有用なのだから、少しだけ我慢せよという、説得力のある主張がほしい。

本人の特定が難しくても権利侵害か

■「石に泳ぐ魚」事件

● 事件の概要

- ◆ 実在の女性をモデルとした小説を公表した事件。
- ◆ 本人の属性もかなり記載されており、属性のいくつかを知る知人であれば容易に本人を特定できる。
- ◆ 通常、知られたくないと思われる秘密も明かされていた。

- 地裁判決(東京地判H11.6.22判時1691-91)は、小説の登場人物と「原告とを同定できる読者が原告の私生活であると認識しても不合理でない程度に真実らしく受け取られる」事実を公表すれば、プライバシーを侵害するとした。高裁・最高裁もこれを維持した。

- これは、本人を特定できる人がいることが確実である場合には、一般読者が特定できなくてもプライバシー侵害になるという判断。

→ 「特定可能性がある」という程度でプライバシー侵害になるとまでは言っていない。(しかも、これは不特定多数に販売した事案)

特定可能な情報の提供

■ プライバシーの権利の侵害の程度

- 実際に特定されたのでなければ、侵害の程度は小さそう。また、特定が難しければ難しいほど、侵害の程度は小さくなるだろう。
- ただし、個人情報保護法における「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」よりも、特定が困難でもなんらかの権利侵害はあると考えるべき。

■ 権利侵害の程度に相応する社会的な利益が必要だと思われる。

情報活用についての本人の同意

真摯な同意を得られるか

■ 本来、プライバシーは、自分自身が守るべきもの。
自分からプライバシーを公開していれば、それは保護されない。

→ だが、インターネット上のサービスを利用する際の
個人情報の取り扱いを、個人が自分で適切に管理
できるだろうか。

■ 現状は、内容を確認せずに情報の取り扱いに同意
している

● サービス利用時などに、「約定を確認して同意する」等の
ボタンをクリックしている。

● ここに、個人情報の利用目的、個人情報の提供先などの
規定が書かれているが、ほとんどの人は全く確認せずに
同意している。

消費者保護の観点

- 事業者と消費者では、情報や交渉力に格差があるため、消費者を保護する必要がある。そのため、契約内容について、分かりやすく伝えるための規定がある。(いわば、パターンリズムともいえる)
 - 宅建法では、重要事項説明書に基づいて、購入者に説明する必要がある。
 - 訪問販売などでは、契約内容やクーリングオフ規定などを記載した書面を交付する義務がある(特商法4条, 5条)。クーリングオフについての規定は、赤枠・赤字・8ポイント以上の活字で記載しなければならない(特商法施行規則5条3項, 6条6項)
 - ※ 労働法規においても、労働者が保護されている。労働条件の明示は、書面で行う必要がある(基準法15条1項, 同施行規則5条3項)
 - ※ 約款のように、既定の約定を認めなければサービスが受けられないような場合には、片方に非常に有利な条項は、公序良俗違反(民法90条)で無効になりやすい。

真摯な同意の取得のために

■ 重要なポイントを、簡潔に伝える必要性

- 情報利用目的を明示
- 取得する情報の明示
- 消費者側の選択肢の提示
 - ◆ パーソナルデータを提供→高度なサービス
 - ◆ パーソナルデータの提供拒否→それなりのサービス
- 第三者提供の範囲、提供される情報の範囲・内容(匿名化の有無など)

※ 簡潔な記述でなければ、利用者は読まずに同意してしまいそうである。

■ 法令や告示(ガイドライン等)で規定する方法と、ソフトロー(業界団体の規程など)による方法ある。

情報の連携

- 最近, IDの連携が進んでいる。
 - 各種サービス等に分散的に保持されているパーソナルデータを連携させれば, より高度な利活用が可能となる。
- 個人の属性情報, 利用履歴・購入履歴などを連携させるにあたっては, 本人の同意が必要
 - サービス提供側としては, IDの連携だけでなくデータの連携も行いたい。
 - どの情報がどう利用されるのかを, 利用者に分かりやすく提示する必要がある。
 - ◆ あるサービスでの利用履歴が, SNS等で表示されるとすれば, 事前に理解させるべきである。
 - ◆ 多数のサービスが連携している場合, 連携の実態を理解させるのは, 容易ではなさそう。
 - ◆ 色々なデータが統合されれば, 個人のプロファイリングが進むおそれがある。これについての同意を取る必要がある。
 - ◆ 極端な例として, 個人情報を集約して信用情報として第三者に売ることがあれば, 明示の必要性は大きい。

多数事業者間の情報連携

■ 個人の同意をいかにとるかという問題

- あまりに多くの事業者が連携すると、利用者は連携の状態を把握できなくなる。
- なんらかの方法で、連携(情報提供)の内容を分かりやすく提示して同意を得る必要がある。
- IDプロバイダなどが、モデルを作り、これを提示していく(いくつかの定型的モデルを示すと共に、詳細な設定も可能とする)方法がありうる。

まとめ

- 本人の同意不要の第三者提供など
 - プライバシーの権利は、憲法上の権利である。
 - 社会的に有用な場合には、一定の受忍義務が生じる。
 - 社会的な有用性を示して、そのために必要な情報の取扱いを検討すべき
- 本人の同意
 - 真摯な同意を取得する方法をとるべき
 - 多数事業者間でデータ連携する場合には、工夫が必要である。